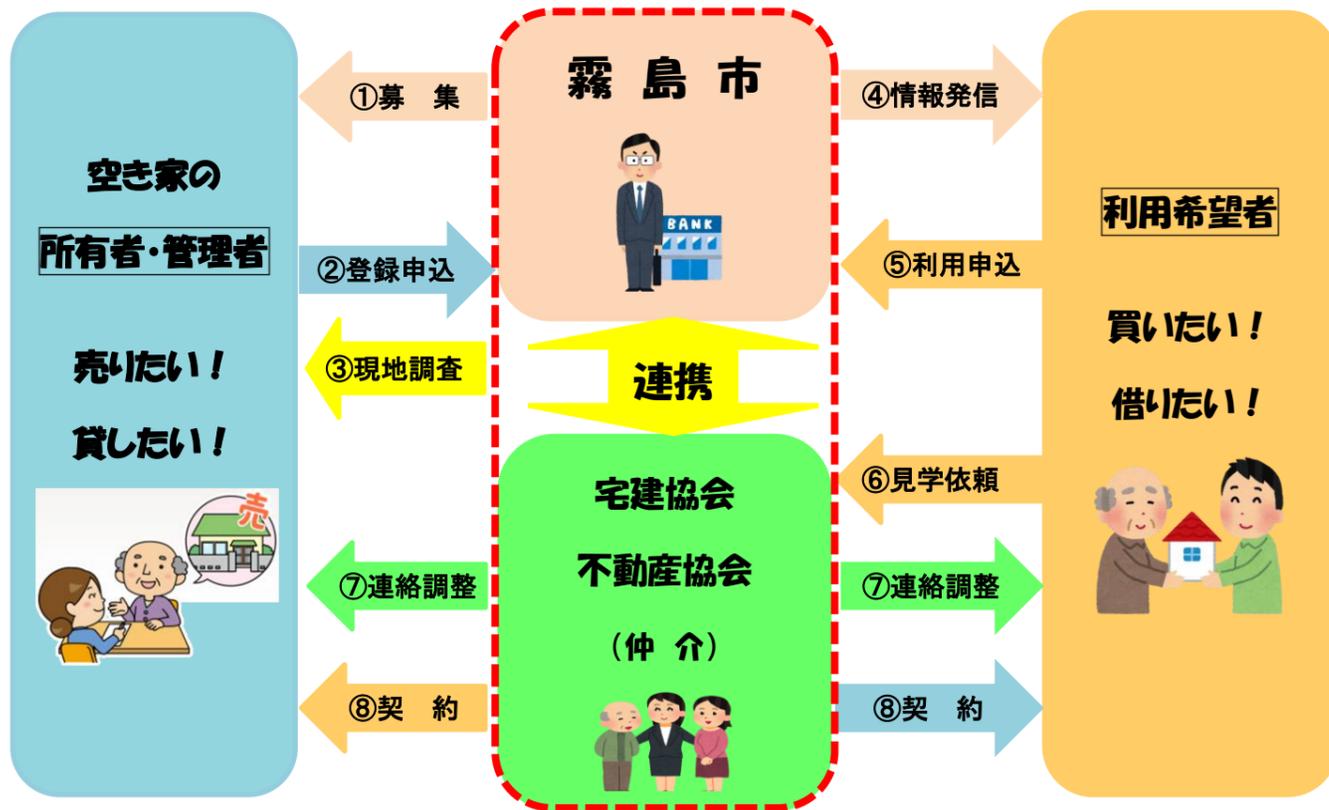


# 霧島市に空き家をお持ちの方へ

霧島市空き家バンクを利用して  
お持ちの空き家を利活用(売買・賃貸)しませんか？

空き家と一緒に付随する農地も空き家バンクに登録できます。空き家と空き家に付随する農地を両方持つ方で、売買・賃借をお考えの方はお問い合わせください。

## ～ 霧島市空き家バンク利用の流れ ～



### ※空き家バンクとは？

空き家を『売りたい!』、『貸したい!』とお考えの方(所有者・管理者)と、空き家を『買いたい!』、『借りたい!』とお考えの方(利用希望者)とのマッチングを支援する制度です。空き家の情報を登録申込みしていただきますと、現地調査をして霧島市のホームページなどで広く情報公開します。

### ～ 売買・賃貸物件の申込み ～

『売りたい!』、『貸したい!』物件の情報を登録されたい方は、登録申込書を、地域政策課へご提出ください。(担当の仲介事業者を決定します。)



### ～ 現地調査 ～

市の担当者と、担当の仲介事業者が、お申込みいただいた物件を確認します。(所有者等の同行をお願いします。)



### ～ 空き家バンク登録・情報提供 ～

現地調査終了後、物件登録台帳へ登録し、霧島市のホームページや窓口などで、情報提供します。



利用申込みがあった場合に!

### ～ 物件の交渉・契約 ～

交渉及び契約等については、担当の仲介事業者・所有者・利用希望者の3者で行います。



### 【登録できる物件】

建物及びその建物が立地する宅地。

### 【登録できる方】

空き家等に係る所有権その他の権利により、その空き家等を売買、賃貸借等を行うことができる方。(名義が亡くなった方のままですと申請できませんので、名義を相続人に変更してから申請してください。※賃貸を除く)

# 霧島市空き家バンクを利用したい方へ

霧島市空き家バンクを利用して  
購入・賃貸の希望物件を探してみませんか？

## ～ 希望物件の検索 ～



『買いたい!』、『借りたい!』物件の情報を市のホームページ（空き家バンク）で、ご検索ください。



## ～ 希望物件の利用申込み ～

ご希望の物件があった場合には、利用申込書を地域政策課へ、事前にご提出ください。

## ～ 物件の見学などの連絡 ～



登録物件には、専門的な知識を持った担当の仲介事業者が選定されています。見学依頼は担当の仲介事業者へご連絡をお願いします。

## ～ 物件の交渉・契約 ～

登録物件の交渉及び契約等については、担当の仲介事業者・所有者・利用希望者の3者で行います。

※空き家の管理は所有者の責務です。適切な管理をお願いします。

空き家が放置される状態が続くと、老朽化による倒壊や屋根や壁などの建築部材が飛散し、周辺に悪影響を及ぼす原因となります。また、不法侵入や不法投棄、放火の恐れなど、安全上、防火上、衛生上、景観上の観点から、危険性のある街なみとなることが危惧されます。あなたがお持ちの空き家はどのような状態ですか？

※霧島市内には、空き家の管理を行う事業者もあります。ご利用が必要な場合はご検討ください

## 老朽危険空き家解体撤去補助金

老朽危険空き家の解体撤去に対し補助金を交付しています。(対象経費の1/3以内で上限30万円、諸要件有) 対象は、屋根、柱、その他主要構造物が朽ちるなどにより、使用することが不能となった市内の建物で、周囲に危険を及ぼすおそれのあるものです。

※撤去補助に関すること及び空き家等の総合的なご相談は、

霧島市 建設部 建築指導課までご相談ください。

(お問合わせ先) 電話 0995-64-0954

## 空き店舗をお持ちの方はいませんか？

市内の空き店舗等の情報を所有者等よりご提供いただき、霧島市のホームページで情報提供しています。市内に空き店舗等を所有し、借り手をお探しの方は、是非こちらにご登録ください。

(お問合せ先) 商工観光部 商工振興課 電話 0995-64-0912

## ●空き家バンクお問合せ先 ※申込書はHPにもございます

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央3丁目45番1号

霧島市役所 企画部 地域政策課 地域活性化グループ

Tel 0995-45-5111(内線1543)

Fax 0995-47-2522

E-mail [t-seisaku@city-kirishima.jp](mailto:t-seisaku@city-kirishima.jp)